

消費税の中小事業者に対する特例措置の推移

	【創設時】	【平成 3 年改正】	【平成 6 年秋の税制改革等】 <small>(注)平成 9 年 4 月施行</small>	【平成 15 年度改正】 <small>(注)平成 16 年 4 月施行</small>	【平成 23 年度改正】	【社会保障・税一体改革】	【平成 26 年度改正】	【平成 30 年度改正】
①免税点制度： 適用上限 3000 万円			資本金 1000 万円以上 新設法人は不適用	1000 万円	前年又は前事業年度 上半期の課税売上高 (給与支払額) が 1000 万円を超える事 業者は不適用 <small>(注)法人は平成 25 年 12 月決算から、個人は 平成 25 年分から適用。</small>	課税売上高 5 億円 超の事業者が設立 する新設法人は不 適用 <small>(注)平成 26 年 4 月 以後に設立される 法人に適用。</small>		
②簡易課税制度： ○ 適用上限 5 億円 ○ みなし仕入率 90%、80%の 2 区分		4 億円	2 億円	5000 万円			90%、80%、70%、 60%、50%、40%の 6 区分 <small>(注 1) みなし仕入率に ついて、金融業及び保 険業 (第 4 種事業) を 第 5 種事業 (50%)、 不動産業 (第 5 種事 業) を第 6 種事業 (40%) とする。 (注 2) 法人は平成 28 年 3 月決算から、個人 は平成 28 年分から適 用。</small>	農林水産業のうち消 費税の軽減税率が適 用される食用の農林 水産物を生産する事 業を第 2 種事業 (80%) とする。 <small>(注)令和元年 10 月 1 日を含む課税期間 (同日前の取引は除 く) から適用。</small>